

雨水貯留施設転用補助制度

下水道へ接続する時に、不用となる浄化槽を改造して、雨水貯留施設(施設内に降った雨水を貯めておく槽)に転用される方に、工事費の一部を補助します。

※工事实施後の補助金申請は認められませんので、必ず工事をする前に申請してください。

メリットは

- ①浄化槽を再利用することにより、資源の有効利用ができます。
- ②雨水を散水や洗車などに使うことにより、水道料金が節約できます。
- ③雨水を一時的に貯めることにより、大雨時の川の増水を低減します。

補助額の対象となる工事

- 浄化槽の汲取り及び清掃
- 浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り版の穴あけ工事
- 雨どいの下から浄化槽までの雨水排水管の設置工事
- ポンプ設置及び散水栓の設置工事

補助額

工事に要した経費の2分の1(千円未満切捨て)
ただし、上限は6万円(容量に関係なく)

「もったいない……」を大切に

雨水を利用してみませんか？



豊田市上下水道局 下水道建設課

〒471-8501豊田市西町3丁目60番地 TEL0565-34-6624 FAX0565-32-3171

※雨水タンクの購入や雨水浸透施設の設置も同じ窓口です。

購入・着工前に、下水道建設課までお申し込み・お問い合わせください。

お申込み・

お問い合わせは……